

令和4年度熊本県公立学校教員採用選考考査についての現況及び確認事項

令和3年7月2日（金）現在

【第一次考査】

予定どおり

7月11日（日）実施予定、会場等変更なし

確認事項

○ 携帯電話やスマートフォン、スマートウォッチ等は、考査会場内及び敷地内では使用禁止です。必ず電源を切って、会場に入る前にバッグ等にしまうようにお願いします。

○ 「令和4年度熊本県公立学校教員採用選考考査における新型コロナウイルス感染予防等への対応について」をHP上にアップしています。熟読をお願いします。

また、「セルフチェックシート」もHP上にありますので、第一次考査当日はダウンロードし記入したものを提出願います。

○ 電子申請者に係る、受考票及び写真票をHP上で再掲載しました。電子申請者でダウンロードを済ませていなかった方はご利用ください。また、事前に切り離しておくようにお願いします。

○ご質問等がありましたら、gakkoujinji@pref.kumamoto.lg.jp に、表題を「教員採用質問」としてお願いします。また、電話の場合は、学校人事課 小中学校人事班（096-333-2695）に連絡してください。

【令和4年度熊本県公立学校教員採用選考審査に関する主なQ&A】

※以下は前回までのQA

Q1: 志願書等の提出は、持参していいのですか。

A: 新型コロナウイルスの感染予防・拡大防止等により、志願書等の提出については、郵送又は電子申請のみとします。

Q2: 志願書等の受付期間は、いつですか。

A: 郵送、電子申請ともに令和3年(2021年)5月17日(月)から5月27日(木)午後5時までが受付期間となります。郵送の場合は、令和3年(2021年)5月25日(火)の消印有効です。電子申請の場合、特別選考等の別途書類も令和3年(2021年)5月27日(木)必着です。

Q3: 併願制度では、併志願する校種の審査も受考するのですか。

A: 併志願する校種の審査(専門教科等)も受考する必要があります。

Q4: 併志願した場合、第一志望と第二志望の校種どちらも合格となる場合もあるのですか。

A: 第一志望の校種に合格した場合、併志願した第二志望に合格することはありません。

Q5: 併志願を考えているのですが、どの校種が併願できるのですか。

A: 中学校受考者が小学校を、高等学校受考者が特別支援学校(学級)を併志願できます。ただし、一部の特別選考では併志願ができません。

Q6: 小学校受考者が中学校勤務になる可能性はありますか。

A: 小学校教諭及び中学校教諭の普通免許状を現に所有している者、又は令和4年(2022年)3月31日までに取得見込の者については、小学校受考者が中学校勤務になる可能性はあり得ます。また、逆に中学校受考者が小学校勤務になる可能性もあります。

Q7: 何歳まで受考できますか。

A: 受考資格は昭和47年(1972年)4月2日以降に生まれた者です。(全校種・全職種) ※ただし、本県現職、他県等現職、元本県教諭等特別選考受考者を除きます。

Q8:特別支援学校(学級)教諭等に合格した場合、特別支援学校に採用されるのですか。

A:特別支援学校または市町村立学校(小学校・中学校・義務教育学校等)の特別支援学級に採用されます。第一次考查合格後の提出書類で、特別支援学校と市町村立学校の特別支援学級の希望順位をとり、採用の参考とします。

Q9:現在、中学校で臨探をしています。今年度、小学校の受考を予定しています。中学校の免許は取得していますが、小学校の免許は取得見込みです。この場合、複数校種免許所有者の加点の該当者になりますか。

A:該当者になりません。出願時に小学校と中学校の免許を所有していること(出願時に、取得見込及び申請中のものは不可)が条件です。

Q10:一般企業等で5年間働いた場合一部試験免除とありますが、5年見込みの年にこの制度を使用するのは可能でしょうか?

A:要項にあるとおり、志願書を提出する際に5年以上勤務している必要があります。

Q11:司書教諭の資格を所有している者の加点制度の必要書類で、要件をみたすことを証明する書類は、「単位取得証明書」でよろしいか。

A:「司書教諭講習修了証書」(文部科学省交付)または「司書教諭資格取得証明書」(各大学交付)が必要であり、「単位取得証明書」は、該当しません。

Q12:大学を卒業し、科目等履修生として教員免許を取得予定なのですが、科目等履修生の開始と修了を志願書の履歴に書いても問題はないでしょうか。

A:問題ありません。志願書の裏面「履歴事項(学歴)」は、在学中のものについても記入するので、科目等履修生の開始と修了の旨は記入してください。しかし、最終学歴については、志願書裏面の「備考」三つ目の※に最終学歴のことについて記載があるように、科目等履修は記入しません。したがって、最終学歴は科目等履修を受ける前の卒業した大学等となります。(R4志願書裏面「履歴事項」「備考」)

Q13:他県等現職や元本県教諭等を対象とした第一次考查の全免除者の、受考資格を証明する書類(在職証明書等)はいつ送付するのですか。

A:第一次考查後に、第二次考查受考者に向けて提出していただく

書類を送付します。その書類を提出する際に一緒に同封してください。(R4実施要項P. 3)

Q14:他県等現職や元本県教諭等を対象とした第一次考査の全免除者の、他県等との併願をしない旨を記載した誓約書はいつ送付するのですか。

A: 志願書の送付に加えて送付してください。また、他県等現職や元本県教諭等を対象とした第一次考査の全免除者で、電子申請で申込手続きを行った方は、誓約書と一緒に返信用封筒(要項P. 7)も送付してください。(R4実施要項P. 3)

Q15:過去に本県で勤務し一度退職しましたが、現在は臨時的任用教員として勤務しています。元本県教諭等(現職教員を除く)を対象とした第一次考査の全免除特別選考を受考できますか。

A: できます(私立学校教員、臨時的任用教員、非常勤講師が該当します)。ここでいう「現職教員を除く」の現職教員とは、他県等の国公立学校(熊本市立の学校を含む)における正規教員のことを指します。(R4実施要項P. 3)

Q16:今年度、中学校の受考を予定しており、小学校を併志願で受考する予定です。この場合、小学校教諭等を対象とした英検2級以上等の加点の該当者になりますか。

A: 該当者になります。併志願の小学校において、第一次考査に加点をします。(R4実施要項P. 6)

Q17:今年度4月から、県内の中学校で臨時的任用教員として勤務しています。昨年度、中学校を受考し第一次考査に合格をしました。今年度は小学校の受考を予定しています。臨時的任用教員等を対象とした考査内容の一部免除の特別選考を受考できますか。

A: 受考できます。R3. 5. 1において、本県の臨時的任用教員として任用されており、また、昨年度の本県公立学校教員採用選考考査の第一次考査に合格しているため、受考資格を満たしています。(R4実施要項P. 4)

Q18:現在、大学4年生ですが、選考考査に合格した後、大学院へ進学して2年後に採用されることは可能ですか。

A: 可能です。第一次考査合格後の提出書類で大学院への進学希望による名簿登載期間延長の希望をとります。そこで希望し、その後の提出書類で許可されれば、2年間延期する制度があります。また、大学院1年生の場合は1年間延期されます。ただし、

両者とも修士課程等を修了することが条件です。詳しくは実施要項でご確認ください。

Q19:私立学校の非常勤講師として勤務しています。社会人を対象とした審査内容の一部免除に該当しますか。

A: 非常勤講師や臨時的任用職員は正規職員ではないため、該当しません。(R4実施要項P. 3)

Q20:社会人を対象とした特別選考での受考を考えています。経歴実績を証明する書類を提出しなければなりません。どのような書類を提出すればよろしいですか。

A: 様式等は任意でありますので、①受考者名、②雇用期間、③雇用形態が記載され、現在の勤務先の代表者が証明したものであれば、どのようなものでも構いません。すでに退職されている方も、以前の勤務先の代表者が証明されたものであれば可です。(R4実施要項P. 3)

(社会人を対象とした特別選考)

Q21:私立学校の正規職員として、社会人を対象とした審査内容の一部免除を希望している。経歴実績を証明する書類は、現任校の校長に証明してもらうのか。

A: 代表者は現任校の校長であるため、現任校の校長に証明してもらう必要があります。(R4実施要項P. 3)

(臨時的任用職員等を対象とした特別選考)

Q22:臨時的任用職員等を対象とした審査内容の一部免除について、昨年度、第一次審査に合格しており、また、臨採経験も条件を満たしている。この場合、どちらを書けばいいか。

A: 臨時的任用職員等を対象とした審査内容の一部免除に係る受考資格申告書において、昨年度、第一次審査に合格した方は、臨採の在職期間等は記入する必要はありません。

(元本県教諭等を対象とした特別選考)

Q23:元本県教諭等を対象とした特別選考にある、「等」とは誰のことを指すのですか。

A: この「等」については、要項1頁にある2受考資格等(4)の下の備考にある「教諭等」を指しており、教諭以外にも任用の期限を付さない常勤講師を含んでいるものです。(R4実施要項P. 1)

(他県等現職を対象とした特別選考)

Q24:現在、他県の公立学校に勤めており、今年度が3年目になりますが、他県等現職を対象とした特別選考の、第一次考査の全免除の対象となりますか。

A:この場合、令和4年3月31日で通算して3年の勤務経験となりますので、他県等現職を対象とした特別選考の第一次考査の全免除にあたります。

(R4実施要項P. 3)